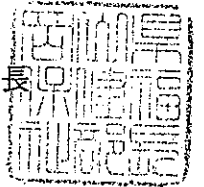


健第 1356 号
平成23年3月8日

(社) 岡山県医師会長 様

岡山県保健福祉部長



感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
第12条第1項の規定に基づく届出について

平素より、結核対策の推進につきまして、御協力と御理解をいただきお礼申し上げます。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づく届出について、厚生労働省健康局結核感染症課長より別添のとおり通知があったのでお知らせします。

法第12条第1項の規定に基づき、医師は、診察の結果受診者が結核患者であると診断したときは、直ちにその患者について厚生労働省令で定める事項を、最寄りの保健所長に届け出なければならないこととなっておりますので、貴会会員への周知徹底について御配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

また、別添のとおり普及啓発チラシ「感染症法における結核対応について」の一部改正を行いましたので、お知らせします。

なお、本通知及び普及啓発チラシにつきましては、岡山県保健福祉部ホームページでもご覧いただけます。

保健福祉部からのお知らせ [【http://www.pref.okayama.jp/hoken/hohuku/tuuchi/top.htm】](http://www.pref.okayama.jp/hoken/hohuku/tuuchi/top.htm)

記

啓発資料（チラシ）

- ・医療従事者向け啓発資料（厚生労働省健康局結核感染症課作成を岡山県版に一部修正。）
- ・「感染症法における結核対応について」平成23年3月改定

変更箇所：

課名の変更

(旧)

(新)

：健康対策課 → 健康推進課

備中保健所 休日電話番号の変更

：086-434-7020 → 090-2295-0083

結核病床を有する第2種感染症指定医療機関一覧：浅野病院の削除

<連絡先>

岡山県保健福祉部健康推進課
感染症対策班（原田・田村）
TEL (086) 226-7331
FAX (086) 225-7283

健第 1356 号
平成23年3月8日

(社) 岡山県病院協会 様

岡山県保健福祉部長



感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
第12条第1項の規定に基づく届出について

平素より、結核対策の推進につきまして、御協力と御理解をいただきお礼申し上げます。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づく届出について、厚生労働省健康局結核感染症課長より別添のとおり通知があったのでお知らせします。

法第12条第1項の規定に基づき、医師は、診察の結果受診者が結核患者であると診断したときは、直ちにその患者について厚生労働省令で定める事項を、最寄りの保健所長に届け出なければならぬこととなっておりますので、貴会会員への周知徹底について御配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

また、別添のとおり普及啓発チラシ「感染症法における結核対応について」の一部改正を行いましたので、お知らせします。

なお、本通知及び普及啓発チラシにつきましては、岡山県保健福祉部ホームページでもご覧いただけます。

保健福祉部からのお知らせ [【http://www.pref.okayama.jp/hoken/hohuku/tuuchi/top.htm】](http://www.pref.okayama.jp/hoken/hohuku/tuuchi/top.htm)

記

啓発資料（チラシ）

- ・医療従事者向け啓発資料（厚生労働省健康局結核感染症課作成を岡山県版に一部修正。）
- ・「感染症法における結核対応について」平成23年3月改定

変更箇所：

課名の変更

(旧) (新)
：健康対策課 → 健康推進課

備中保健所 休日電話番号の変更

：086-434-7020 → 090-2295-0083

結核病床を有する第2種感染症指定医療機関一覧：浅野病院の削除

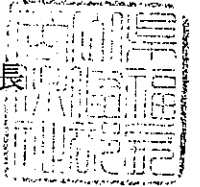
<連絡先>

岡山県保健福祉部健康推進課
感染症対策班（原田・田村）
TEL (086) 226-7331
FAX (086) 225-7283

健第 1356 号
平成23年3月8日

(財) 津山慈風会 津山中央病院長 様

岡山県保健福祉部長



感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
第12条第1項の規定に基づく届出について

平素より、結核対策の推進につきまして、御協力と御理解をいただきお礼申し上げます。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づく届出について、厚生労働省健康局結核感染症課長より別添のとおり通知があったのでお知らせします。

法第12条第1項の規定に基づき、医師は、診察の結果受診者が結核患者であると診断したときは、直ちにその患者について厚生労働省令で定める事項を、最寄りの保健所長に届け出なければならないこととなっておりますので、周知徹底について御配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

また、別添のとおり普及啓発チラシ「感染症法における結核対応について」の一部改正を行いましたので、お知らせします。

なお、本通知及び普及啓発チラシにつきましては、岡山県保健福祉部ホームページでもご覧いただけます。

保健福祉部からのお知らせ【<http://www.pref.okayama.jp/hoken/hohuku/tuuchi/top.htm>】

記

啓発資料（チラシ）

- ・医療従事者向け啓発資料（厚生労働省健康局結核感染症課作成を岡山県版に一部修正。）
- ・「感染症法における結核対応について」平成23年3月改定

変更箇所：

課名の変更

(旧) (新)
：健康対策課 → 健康推進課

備中保健所 休日電話番号の変更

：086-434-7020 → 090-2295-0083

結核病床を有する第2種感染症指定医療機関一覧：浅野病院の削除

＜連絡先＞

岡山県保健福祉部健康推進課
感染症対策班（原田・田村）
TEL (086) 226-7331
FAX (086) 225-7283

健第 1356 号

平成23年3月8日

医療法人浄風会 河本病院長 様

岡山県保健福祉部長



感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
第12条第1項の規定に基づく届出について

平素より、結核対策の推進につきまして、御協力と御理解をいただきお礼申し上げます。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づく届出について、厚生労働省健康局結核感染症課長より別添のとおり通知があったのでお知らせします。

法第12条第1項の規定に基づき、医師は、診察の結果受診者が結核患者であると診断したときは、直ちにその患者について厚生労働省令で定める事項を、最寄りの保健所長に届け出なければならないこととなっておりますので、周知徹底について御配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

また、別添のとおり普及啓発チラシ「感染症法における結核対応について」の一部改正を行いましたので、お知らせします。

なお、本通知及び普及啓発チラシにつきましては、岡山県保健福祉部ホームページでもご覧いただけます。

保健福祉部からのお知らせ【<http://www.pref.okayama.jp/hoken/hohuku/tuuchi/top.htm>】

記

啓発資料（チラシ）

- ・医療従事者向け啓発資料（厚生労働省健康局結核感染症課作成を岡山県版に一部修正。）
- ・「感染症法における結核対応について」平成23年3月改定

変更箇所：

課名の変更

(旧) (新)
：健康対策課 → 健康推進課

備中保健所 休日電話番号の変更

：086-434-7020 → 090-2295-0083

結核病床を有する第2種感染症指定医療機関一覧：浅野病院の削除

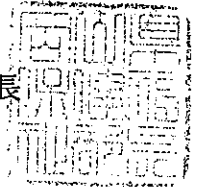
＜連絡先＞

岡山県保健福祉部健康推進課
感染症対策班（原田・田村）
TEL (086) 226-7331
FAX (086) 225-7283

健第 1356 号
平成23年3月8日

独立行政法人国立病院機構
南岡山医療センター 院長 様

岡山県保健福祉部長



感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
第12条第1項の規定に基づく届出について

平素より、結核対策の推進につきまして、御協力と御理解をいただきお礼申し上げます。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づく届出について、厚生労働省健康局結核感染症課長より別添のとおり通知があったのでお知らせします。

法第12条第1項の規定に基づき、医師は、診察の結果受診者が結核患者であると診断したときは、直ちにその患者について厚生労働省令で定める事項を、最寄りの保健所長に届け出なければならないこととなっておりますので、周知徹底について御配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

また、別添のとおり普及啓発チラシ「感染症法における結核対応について」の一部改正を行いましたので、お知らせします。

なお、本通知及び普及啓発チラシにつきましては、岡山県保健福祉部ホームページでもご覧いただけます。

保健福祉部からのお知らせ【<http://www.pref.okayama.jp/hoken/hohuku/tuuchi/top.htm>】

記

啓発資料（チラシ）

- ・医療従事者向け啓発資料（厚生労働省健康局結核感染症課作成を岡山県版に一部修正。）
- ・「感染症法における結核対応について」平成23年3月改定

変更箇所：

課名の変更

(旧) (新)
：健康対策課 → 健康推進課

備中保健所 休日電話番号の変更

：086-434-7020 → 090-2295-0083

結核病床を有する第2種感染症指定医療機関一覧：浅野病院の削除

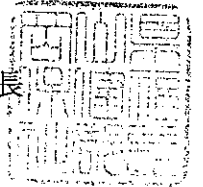
<連絡先>

岡山県保健福祉部健康推進課
感染症対策班（原田・田村）
TEL (086) 226-7331
FAX (086) 225-7283

健第 1356 号
平成23年3月8日

医療法人 平病院長 様

岡山県保健福祉部長



感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
第12条第1項の規定に基づく届出について

平素より、結核対策の推進につきまして、御協力と御理解をいただきお礼申し上げます。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づく届出について、厚生労働省健康局結核感染症課長より別添のとおり通知があったのでお知らせします。

法第12条第1項の規定に基づき、医師は、診察の結果受診者が結核患者であると診断したときは、直ちにその患者について厚生労働省令で定める事項を、最寄りの保健所長に届け出なければならないこととなっておりますので、周知徹底について御配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

また、別添のとおり普及啓発チラシ「感染症法における結核対応について」の一部改正を行いましたので、お知らせします。

なお、本通知及び普及啓発チラシにつきましては、岡山県保健福祉部ホームページでもご覧いただけます。

保健福祉部からのお知らせ【<http://www.pref.okayama.jp/hoken/hohuku/tuuchi/top.htm>】

記

啓発資料（チラシ）

- ・医療従事者向け啓発資料（厚生労働省健康局結核感染症課作成を岡山県版に一部修正。）
- ・「感染症法における結核対応について」平成23年3月改定

変更箇所： (旧) (新)
課名の変更 : 健康対策課 → 健康推進課
備中保健所 休日電話番号の変更 : 086-434-7020 → 090-2295-0083
結核病床を有する第2種感染症指定医療機関一覧：浅野病院の削除

<連絡先>

岡山県保健福祉部健康推進課
感染症対策班（原田・田村）
TEL (086) 226-7331
FAX (086) 225-7283

健第 1356 号
平成23年3月8日

(財)岡山県健康づくり財団附属病院長 様

岡山県保健福祉部長



感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
第12条第1項の規定に基づく届出について

平素より、結核対策の推進につきまして、御協力と御理解をいただきお礼申し上げます。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づく届出について、厚生労働省健康局結核感染症課長より別添のとおり通知があったのでお知らせします。

法第12条第1項の規定に基づき、医師は、診察の結果受診者が結核患者であると診断したときは、直ちにその患者について厚生労働省令で定める事項を、最寄りの保健所長に届け出なければならないこととなっておりますので、周知徹底について御配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

また、別添のとおり普及啓発チラシ「感染症法における結核対応について」の一部改正を行いましたので、お知らせします。

なお、本通知及び普及啓発チラシにつきましては、岡山県保健福祉部ホームページでもご覧いただけます。

保健福祉部からのお知らせ【<http://www.pref.okayama.jp/hoken/hohuku/tuuchi/top.htm>】

記

啓発資料（チラシ）

- ・医療従事者向け啓発資料（厚生労働省健康局結核感染症課作成を岡山県版に一部修正。）
- ・「感染症法における結核対応について」平成23年3月改定

変更箇所：

課名の変更

(旧) 健康対策課 → (新) 健康推進課

備中保健所 休日電話番号の変更

: 086-434-7020 → 090-2295-0083

結核病床を有する第2種感染症指定医療機関一覧：浅野病院の削除

＜連絡先＞

岡山県保健福祉部健康推進課
感染症対策班（原田・田村）
TEL (086) 226-7331
FAX (086) 225-7283

健第 1356 号
平成23年3月8日

総合病院岡山市立市民病院長 様

岡山県保健福祉部長



感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
第12条第1項の規定に基づく届出について

平素より、結核対策の推進につきまして、御協力と御理解をいただきお礼申し上げます。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づく届出について、厚生労働省健康局結核感染症課長より別添のとおり通知があったのでお知らせします。

法第12条第1項の規定に基づき、医師は、診察の結果受診者が結核患者であると診断したときは、直ちにその患者について厚生労働省令で定める事項を、最寄りの保健所長に届け出なければならないこととなっておりますので、周知徹底について御配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

また、別添のとおり普及啓発チラシ「感染症法における結核対応について」の一部改正を行いましたので、お知らせします。

なお、本通知及び普及啓発チラシにつきましては、岡山県保健福祉部ホームページでもご覧いただけます。

保健福祉部からのお知らせ【<http://www.pref.okayama.jp/hoken/hohuku/tuuchi/top.htm>】

記

啓発資料（チラシ）

- ・医療従事者向け啓発資料（厚生労働省健康局結核感染症課作成を岡山県版に一部修正。）
- ・「感染症法における結核対応について」平成23年3月改定

変更箇所：

課名の変更

(旧) (新)
：健康対策課 → 健康推進課

備中保健所 休日電話番号の変更

：086-434-7020 → 090-2295-0083

結核病床を有する第2種感染症指定医療機関一覧：浅野病院の削除

<連絡先>

岡山県保健福祉部健康推進課
感染症対策班（原田・田村）
TEL (086) 226-7331
FAX (086) 225-7283